産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格(JIS)の制定、改正又は廃止のための産業標準案(以下、JIS 案という。)の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による "JIS 案の作成開始要件"を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降のJIS 案作成対象テーマについて、理由(必要性)及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下にJIS 素案の調査審議及び作成を行うためのWGを設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

産業標制定/ 準作成改正/ (制定の場合 委員会 廃止 は, 仮の番号) JIS案の名称 JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 及び名称	対応する 号 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 S法第2条の産業標準化(の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定
理シス テム規 格 マンス改善ー品質マネジメント 教育の指針 本語の指針 本語の指数 本語の表している。 を表している。 を表し	現格は、品質マネジメントを適切に実践するために必要の品質で、表別である。組織を取り巻くの指針を規定するものである。組織を取り巻くの指針を規定するものである。組織を取り巻くの指針を視定するものである。組織を取り巻くと、関境は大きく変化しており、各々の組織がその使命をとれた状況や自組織の強みに応じた経営目標・戦略をその実現に向けて従来の仕事のやり方を変えていくが必要になる。品質マネジメントは組織がこのような取りできて、強要に役立つ方法論の一つであり、製造業だけで、必要に役立つ方法論の一つであり、製造業だけで、必要に役立つ方法論の一つであり、製造業だけで、必要に役立の方法論のようにはエネルギー、通信、運動、場合、企業、大学、本の構成員一人ひとりが基本的な原則を理解した上での時に、日常管理、小集団改善活動、品質保証などの財化活動に力を持った人材をどのように育成すればよどの財化できている。とのは、規範となるものが少なく、各組織がそればよど、関連を踏まえて独自の階層別分野別教育体系及び中、問題解決力などの必要な情楽している。そのため、育成できておらず、結果として品質マネジメントを適切にできていない組織もある。このため、標準化された適切けを国家規格として制定する必要がある。	組織に適用可能な品質マネジメント教育 1. 適 2. 引きれぞれの指針が示され、各組織において 3. 用 2. 引きれぞれの状況に応じた適切な品質マネ 4. 品 2. 当 5. 是 2. 当 6. 品 2. 当 6. 品 2. 当 6. 品 2. 当 6. 品 2. 当 6. 是 2. 当 6. 品 2. 当 6. 是 2. 当 6. 品 2. 品 2. 当 6.	用範囲 用規格 語と定義 質マネジメント教育の基本 質マネジメント教育の運営のプロセス 組織体制 質マネジメント教育の計画 多プログラムの運営 質マネジメント教育の評価・改善 進段階別、部門別及び地域別の品質 ととと教育 を登録した教育 の発割及び位置付け を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 を登録した。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 をとした。 とした。 をとした。 とした。 とした。 とした。 とした。 とした。 とした。 とした。	- なし	第 管理 対象	2条の該当号: 第14号(事業者の経営 理の方法) 象事項: 品質マネジメント	5	河点: ア、エ、オ で点: いずれも該当しな 、。	1. 基礎的・基盤的な分野	一般社団法人日本品 質管理学会のWG	2021年7月